

参考1 失業等給付について

失業等給付は、労働者が失業した場合及び雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、必要な給付を行うとともに、その生活及び雇用の安定を図るための給付です。

失業等給付は大別して、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付の4種類に分けられます。

1 求職者給付

(1) 一般求職者給付

【基本手当】

イ 受給資格及び被保険者期間

基本手当は、一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間（※）に、被保険者期間が通算して12か月以上（特定受給資格者又は特定理由離職者については、離職の日以前1年間（※）に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可。）あったときに給付を受けることが可能です。

（※）この期間に疾病、負傷、出産、育児などの理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった場合は、これらの理由により賃金の支払いを受けることができなかった日数を加えた期間（加算後の期間が4年間を超えるときは4年間が最長）。

被保険者期間とは……

雇用保険に加入していた期間のうち、離職日から^{さかのぼ}遡った1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月または賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月をを1か月と計算します。

ロ 受給手続き

離職者本人が原則本人の住所・居所を管轄するハローワークで求職の申込み及び離職票を提出することによって受給資格の決定を受けた後、原則4週間に1回ハローワークで失業の認定を受けることにより、その日より前の期間に係る失業していた日数分の基本手当が支給されます。

ハ 受給期間

受給期間は、原則として離職の日の翌日から起算して1年間です。待期期間（7日間）+給付制限期間（自己都合で離職された方（※2））+所定給付日数の合計が受給期間を超過した場合は、給付日数が残っていたとしても支給されません。

(※2) 自己都合で離職された方は給付制限期間が1か月となります(ただし、令和7年3月31日以前に離職された方は2か月)。なお、重責解雇で退職された方や過去5年間に2回以上自己都合で離職し求職申込みをした場合は給付制限期間が3か月となります。

ただし、以下の事情で今すぐ職業に就くことができない人は受給期間の延長が認められます。

なお、高年齢雇用継続給付や教育訓練給付の支給対象となる場合は、同時に適用対象期間延長の申請をしていただくこととなります。

- (イ) 妊娠、出産、育児、不妊治療、疾病、負傷、介護、子の看護及び一定のボランティア等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合には、その日数を受給期間に加えることができます。ただし、受給期間に加えることのできる日数は**最大3年間**です。
- (ロ) 定年退職者等で、一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合には、その日数を受給期間に加えることができます。ただし、受給期間に加えることのできる日数は**最大1年間**です。
- (ハ) 離職後、事業を開始等した方については、当該事業を行っている期間等の日数を受給期間に加える特例を利用できる場合があります。ただし、受給期間に加えることのできる日数は**最大で3年間**です。

二 給付率及び日額

基本手当の日額は、原則として離職前6か月の賃金を平均した1日分の45%~80%を乗じて得られる額であり、以下の表のとおり下限額と、年齢区分により上限額が定められています。

《下限額》(令和7年8月1日現在)

賃金日額	基本手当日額
3,014円	2,411円

《上限額》

(令和7年8月1日現在)

年齢区分	賃金日額	基本手当日額
~30歳未満	14,510円	7,255円
30歳以上~45歳未満	16,110円	8,055円
45歳以上~60歳未満	17,740円	8,870円
60歳以上~65歳未満	16,940円	7,623円

ホ 所定給付日数

受給資格がある方で、被保険者であった期間及び離職理由等により以下の表のとおりとなっています。

① 一般の受給資格者

(定年退職や自己都合による退職)

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

② 障害者等の就職困難者

	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

- ③ 特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方）
 一部の特定理由離職者（※）（期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方）
 ※ 94 ページの特定理由離職者のうち「1」に該当する方が対象となります。

被保険者であった 年齢 \ 期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
	30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日
30 歳以上 35 歳未満	120 日		180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満	150 日		180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満	180 日		240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満	150 日		180 日	210 日	240 日

◎ 特定受給資格者（倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた者）とは、具体的には、下記の類型に該当する方をいいます。

1 「倒産」等により離職した者

- ① 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- ② 事業所において大量雇用変動の場合（1 か月に 30 人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の 3 分の 1 を超える者が離職したため離職した者
- ③ 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- ④ 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

2 「解雇」等により離職した者

- ① 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- ② 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- ③ 賃金（退職手当を除く。）の額の 3 分の 1 を超える額が支払期日までに支払われなかったことにより離職した者
- ④ 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて 85% 未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- ⑤ 離職の日の属する月の前 6 か月間のうちに 3 月連続して 45 時間、1 月で 100 時間又は 2 ～ 6 月平均で月 80 時間を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- ⑥ 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたため離職した者
- ⑦ 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者

- ⑧ 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（平成30年2月5日から令和9年3月31日までに契約更新上限の到来により離職した場合で、下記の①～③に該当する場合を含む。）（※）
- （※）① 契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不更新条項が追加された場合
 ② 契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合
 ③ 基準日（平成24年8月10日）以後に締結された4年6か月以上5年以下の契約更新上限がある有期労働契約の契約更新上限の到来（定年後の再雇用に関し定められた雇用期限到来を除く。）により離職した場合。ただし、基準日前から、同一の事業所の有期雇用労働者に対して、一様に4年6か月以上5年以下の契約更新上限を設定していた場合を除く。）
- ⑨ 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（上記⑧に該当する者を除く。）
- ⑩ 事業主又は当該事業主に雇用される労働者から就業環境が著しく害されるような言動を受けたことによって離職した者
- ⑪ 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- ⑫ 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3か月以上となったことにより離職した者
- ⑬ 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

◎ 特定理由離職者とは、具体的には、下記の類型に該当する方をいいます。

- 1 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）（「特定受給資格者」の2の⑧及び⑨に該当する場合を除く。）（※1）（※2）
- （※1）労働契約において、契約更新条項が「契約を更新する場合がある」とされている場合など、契約の更新について明示はあるが契約更新の確約まではない場合がこの基準に該当します。
- （※2）平成30年2月5日から令和9年3月31日までに契約更新上限の到来により離職した場合であって、次の①～②に該当する者もこの基準に該当します。
- ① 契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不更新条項が追加された場合
 ② 契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合
- 2 以下の正当な理由のある自己都合により離職した者
- ① 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
 ② 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
 ③ 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
 ④ 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者

- ⑤ 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- ⑥ その他、「特定受給資格者」の2の⑪に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職した者等

(2) 高年齢求職者給付金（一時金）

この一時金は、高年齢被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことのできない状態にある場合で、離職の日以前1年間のうちに被保険者期間(91ページ「被保険者期間とは・・・」参照)が6か月以上ある場合に、基本手当に代えて、高年齢求職者給付金として一時金が支給されます。

令和4年1月1日より新設された雇用保険マルチジョブホルダー制度により被保険者となったマルチ高年齢被保険者が離職した場合も、本給付の対象となります。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

(3) 短期雇用特例被保険者の求職者給付（特例一時金）

特例一時金は、短期雇用特例被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間に被保険者期間6か月（当分の間、1暦月において賃金支払いの基礎となった日が11日以上または賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。）以上ある場合に、基本手当の30日分（当分の間、40日分）に相当する額が支給されます。

に失業
給付

(4) 日雇労働求職者給付金

イ 受給要件

日雇労働求職者給付金は、失業の日の属する月前2か月間に26枚以上の印紙が貼付され、日雇労働被保険者が失業した場合に、ハローワークに来所して求職申込みをしたうえ、その失業している日について認定を受け、失業の認定が行われた日数分が支給されることとなっています。

ただし、日雇労働被保険者が各週について就労しなかった最初の1日分は支給されません。

□ 日額

前2か月間に26枚以上の印紙が貼付されているときに、級別貼付状況に応じて、次のとおり決定されます。

【第1級 7,500円】

【第2級 6,200円】

【第3級 4,100円】

印紙の貼付枚数	給付日数
26枚～31枚まで	13日
32枚～35枚まで	14日
36枚～39枚まで	15日
40枚～43枚まで	16日
44枚以上	17日

ハ 給付日数

前2か月間に貼付された印紙の枚数（給付日数の決定に等級は関係ありません。）によって、右表のとおり計算されます。

2 就職促進給付

(1) 再就職手当

受給資格者が、所定給付日数の3分の1以上を残して、安定した職業（1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められること。）に就いた場合に、一定の要件に基づき、基本手当日額（ただし、上限あり）×所定給付日数の支給残日数×60%または70%（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合は「支給残日数の70%」、所定給付日数の3分の1以上3分の2未満の場合は「支給残日数の60%」）が、支給されます。

(2) 就業促進定着手当

再就職手当の支給を受けた方で、再就職手当の支給に係る同一事業主に引き続いて6か月以上継続して雇用され、6か月の賃金額から計算した賃金日額（上限あり：みなし賃金日額）が基本手当の受給に係る賃金日額（上限あり：算定基礎賃金日額）を下回った場合に、一定の要件に基づき、（算定基礎賃金日額—みなし賃金日額）×再就職後の6か月間の賃金支払基礎日数（基本手当の残りの給付日数の20%を上限）が支給されます。

(3) 常用就職支度手当

障害のある方、45歳以上の方で労働施策総合推進法等に基づく再就職援助計画の対象者など、就職困難な受給資格者が、ハローワークまたは民間職業紹介事業者の紹介により、安定した職業に就いた場合に、一定の要件に基づき、基本手当日額（上限あり）×36日（支給残日数が90日未満の場合は、支給残日数もしくは45日のいずれか多い日数×40%）が支給されます。

※ (1)から(3)の手当には、申請書等に事業主の方に証明していただく欄があります。労働者の方から申請書等の記入依頼を受けた場合には、速やかに対応していただきますようよろしくお願いいたします。

また就業促進定着手当につきましては、支給申請書に記載頂いた期間の分（賃金締切日で区切られた、完全な賃金支払対象期間6か月分に至るまでの期間）の出勤簿又はタイムカードの写しと給与明細又は賃金台帳の写しについて、雇い入れた方への提供をお願いします。

3 教育訓練給付

(1) 教育訓練給付金

雇用保険の被保険者（※1）（＝在職者）又は、被保険者であった方（＝離職者）が厚生労働大臣指定の教育訓練（講座）を受講し修了した場合に、受講者本人が教育訓練施設に支払った経費の一部が支給されます。

（※1）被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、①～③の項目において同じです。

申請の手続きや支給要件の詳細については、必ずハローワークにご確認ください。

① 一般教育訓練給付金

働く人の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした制度です。

【支給額】 教育訓練経費（※2）の20%（上限10万円）
ただし、支給額が4千円を超えない場合は支給されません。

（※2）教育訓練経費とは…

申請者自らが指定教育訓練実施者に対して支払った入学金及び受講料の合計額を指します。事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴う手当等を支給する場合は、原則、教育訓練経費から差し引いて申請することとなります。

【受給手続】 教育訓練修了日の翌日から起算して1か月以内に、所定の書類を原則受講者本人の住所を管轄するハローワークに受講者本人または代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかにより申請する必要があります。

② 特定一般教育訓練給付金

働く人の主体的な能力開発を支援し、早期の再就職とキャリア形成の促進を図ることを目的とした制度です。

【支給額】（i）教育訓練経費の40%（上限20万円）
ただし、支給額が4千円を超えない場合は支給されません。
（ii）教育訓練を修了し、資格を取得等し1年以内に被保険者として雇用された場合は、同費用の10%（上限5万円）が追加で支給されます（令和6年10月1日以降に受講を開始された方が対象です）。

【受給手続】 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングでジョブ・カードの交付を受けた後、受講開始の14日前までに所定の書類とジョブ・カードを原則受講者本人の住所を管轄するハローワークに受講者本人または代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかにより申請する必要があります。
支給申請については、教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、所定の書類を受講者本人の住所を管轄するハローワークに受講者本人または代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかにより申請する必要があります（一部、電子申請に対応していない手続きがあります）。

③ 専門実践教育訓練給付金

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用安定と再就職の促進を図ることを目的とした制度です。

【支給額】（i）教育訓練経費の50%（年間上限40万円）が支給されます。

ただし、支給額が4千円を超えない場合は支給されません。

- (ii) 教育訓練を修了し、資格を取得等し1年以内に被保険者として雇用された場合は、同費用の20%（年間上限16万円）が追加で支給されます。
- (iii) 修了・資格取得・就職して、訓練終了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合は、同費用の10%（年間上限8万円）が追加で支給されます（令和6年10月1日以降に受講を開始された方が対象です）。

【受給手続】 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングでジョブ・カードの交付を受けた後、受講開始の14日前までに所定の書類とジョブ・カードを原則受講者本人の住所を管轄するハローワークに受講者本人または代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかにより申請する必要があります。

支給申請については、別途手続きが必要です（一部、電子申請に対応していない手続きがあります）。

詳しくはハローワークへご確認ください。

(2) 教育訓練支援給付金

一定の要件を満たす専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けている方（受講開始時に45歳未満である方）が、当該専門実践教育訓練（通信制・夜間制の訓練を除く）を受けている日のうち失業している日について支給されます。

【支給額】

原則として、基本手当の日額に相当する額に60%を乗じて得た額に支給日数を乗じて得た額が支給されます。

なお、令和7年3月31日以前に受講開始した方の教育訓練支援給付金の支給額は、基本手当日額に相当する額の80%となります。

【注意点】

専門実践教育訓練の受給資格者が基本手当の給付を受けることができる（実際に基本手当を受給したかどうかにかかわらず）期間は、教育訓練支援給付金が支給されません。

(3) 教育訓練休暇給付金

労働者が離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その訓練・休暇期間中の生活費を保証するため、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者は対象外です）が、就業規則等に基づき連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。